		見.	出し符	<del>「</del> 号		]		
No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1						目次	第1章1.1(6)の横に"b"と入っておりますが、誤植でしょうか。	ご指摘のとおりです。
2	1	1	1.1			業務目的	業務目的として「下水道管路施設の維持管理業務について、事業者のノウハウ及び創意工夫等を生かし、業務の効率化及び品質の向上を図ることによって、計画的な維持管理(予防保全型)へと転換させる」とされておりますが、本委託で貴市で想定されている「予防保全型」維持管理についてご教示ください。	「予防保全型」維持管理は、以下を実現していきたいと考えています。 ①データ等に基づく適正な維持管理及び状態予測 ②中長期に渡る、ストックの状態、財政収支予測に応じた最適な維持管理手法や頻度などの設定 ③熊本市に特化した独自の判定基準等の策定 本委託では、上記を達成するために、方針や手法の検討、必要なデータの収集・管理、ルール化を確実に進めていくことを想定しています。 また、その際に事業者様のノウハウ及び創意工夫等を求めたいと考えております。
3	1	1	1. 1	(2)		対象施設	対象施設の表で、取付け管と公共ますの数量が異なるのですが、なぜでしょうか。	桝引きや地上不明桝等があるため数量が異なっており ます。
4	1	1	1. 1	(4)		本委託の目的	受託事業者のノウハウや創意工夫等による効率化に 対するインセンティブはどのように考えられていま すか。	入札手続きとして、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等を評価する技術点と、入札価格による価格点とを総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式の採用を想定しており、技術評価をインセンティブと考えております。
5	1	1	1. 1	(5)	(2)	履行場所	業務事務所は、貴市建物の一角を事務所として借用 できるようご検討いただければ幸いです。または、 事業者で賃貸等を探し用意する場合は事務所賃貸の 予算確保をお願いいたします。	貸与は想定しておりませんが、営繕費として経費計上 することを想定しております。
6	1	1	1.1	(5)	(2)	履行場所	業務事務所について、市が保有する施設(施設の一部)等を現場事務所として貸与していただくことはできないのでしょうか。	貸与は想定しておりませんが、営繕費として経費計上 することを想定しております。
7	1	1	1.1	(5)	(2)	履行場所	業務事務所として、市の施設等を無償でお借りする ことは可能でしょうか。	貸与は想定しておりませんが、営繕費として経費計上 することを想定しております。
8	1	1	1.1	(5)	(2), (3)	履行場所	通報等があった際は、必ず受託事業者職員が現地対 応しなければならないのでしょうか(特に夜間、休 日等の業務時間外)。再委託会社の職員でも可能で しょうか。	要求水準に基づいた対応が可能であれば再委託先の職員でも可能です。
9	1	1	1.1	(5)	(3)	履行場所	「事業者は、夜間又は休日等の業務時間外でも専門技術者が2時間以内に現場に到着でき、現場の状況確認及び迅速な対応が可能な体制を整えること。」とありますが、専門技術者として必要な要件があればご教示ください。	専門技術者については、発生した事象について、現場の状況を踏まえた適切な判断及び対応の手配が可能な技術者を想定しております。(詰まりであれば調査・清掃の判断及び対応の手配が可能な技術者)
10	1	1	1.1	(5)	(3)	履行場所	「専門技術者が2時間以内に現場に到着」とありますが、専門技術者の定義とどの時点から2時間であるか、ご説明いただいたいと思います。	・専門技術者については、発生した事象について、現場の状況を踏まえた適切な判断及び対応の手配が可能な技術者を想定しております。(詰まりであれば調査・清掃の判断及び対応の手配が可能な技術者)・2時間以内の現場到着については、市民や上下水道局等からの通報等があった時点からと考えております。
11	2	1	1.1	(6)	(1)イ	データ管理支援	実施方針、計画的維持管理、日常的維持管理のそれ ぞれにデータ管理工と記されています。自社の維持 管理データベースを活用したいと考えていますが、 データ管理について、すでにご検討されている事項 はございますか。	データ管理について、すでに検討している事項については、要求水準書P22, 23内の4.3.1実施方針データ管理工、4.3.2計画的維持管理データ管理工、4.3.3日常的維持管理データ管理工に記載のとおりです。
12	3	1	1.1	(6)	(※1)	注釈(修繕等対応)	100万円以下の軽微な修繕について、どの時点で見積りを提出するのでしょうか。事前提出の場合、対応の遅れにつながる恐れがあります。	事後提出の対応も想定しています。 但し、年間の修繕上限額など事後対応とする際の要件 や、見積書の標準提出期限は設定する予定です。

		見	出し符	·号				
No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
13	3	1	1.1	(6)	(※1)	修繕等対応について	「100万円以下の軽微なものは、本市との事前協議を必要とはせず、事業者自らの判断で自発的に履行でき(ただし、本市に見積書を提出すること。)」とのことですが、履行後の事後提出でよいという理解でよろしいでしょうか。	事後提出の対応も想定しています。 但し、年間の修繕上限額など事後対応とする際の要件 や、見積書の標準提出期限は設定する予定です。
14	3	1	1.1	(6)	(※1)	修繕等対応	1件あたりの費用は、消費税等を含みますでしょうか。	消費税込みです。
15	3	1	1.1	(6)	(※1)	修繕等対応	「本市との協議を必要とする。」とありますが、協 議の結果判断をするまでにどの程度の期間を要する のでしょうか。	確認、判断に必要となる的確な状況資料の提示があった場合、1日を基本と考えております。対外協議、検討等が必要な場合は、いつまでに回答が必要なのかを確認の上、回答予定日をお知らせすることを想定しております。
16	3	1	1.1	(6)	(※1)	修繕等対応	夜間又は休日等で市と連絡が取れない際、緊急対応に伴う100万円を超える緊急修繕工事が発生した場合は、事後に見積書を提出して市と協議するという理解でよろしいでしょうか。	緊急対応が必要で、事前協議の時間が確保できない場合は、本市に当該状況を速やかに報告し、協議など通常の手続きは事後対応とする場合もあると想定しています。
17	3	1	1.1	(6)	(4)	災害対応業務	災害時対応について、貴市はすでに(公社)日本下水 道管路管理業協会と災害協定を締結されています が、本業務委託で想定されている災害時対応との関 連や位置付け等についてご説明をいただきたいと思 います。	災害は様々な規模、範囲が想定されるため、多様な主体と災害協定を締結することが、リスクへの備えになると考えており、他の災害協定に加えて、本業務委託の受託者と災害時維持修繕協定を締結することを想定しております。また、本業務委託の受託者については、日常の維持管理を行うことから、管路の状況や地理的条件等に精通するため、被災状況把握や二次災害防止等緊急措置・対応について迅速な対応が可能であると考えております。
18	4	1	1.1	(9)	'n	業務引継期間	2ヶ月間の業務引継期間中、統括管理業務を受託した事業者職員は現地に常駐して引継ぎをおこなうという想定でしょうか?	統括管理者として引継ぎ業務が可能である場合は、必 ずしも常駐の必要はございません。
19	4	1	1. 1	(9)	ή	業務引継期間	「令和9年2月1日から令和9年3月31日まで(2か月間)」とありますが、令和6年の間違いでしょうか。	「業務引継期間」は本業務終了に伴う業務の引継ぎのため、期間は記載のとおりです。
20	4	1	1. 1	(9)	'n	業務引継期間	「令和9年2月1日から令和9年3月31日まで(2か月間)」とありますが、2か月間で不足と判断できる場合、期間を延長していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	業務引継は原則として本履行期間内に行なわれるものと想定していますが、次期事業者が決定された後の対応となります。そのため、記載の業務引継期間内に適切な引継が終了するように万全な対応をお願いします。
21	5	1	1. 2	(2)		総価契約単価合意方式	総価契約単価合意方式について、合意単価次第では 入札の際に提出した金額と事業費が変更になる可能 性もあるとの理解でよろしいでしょうか。	当初契約総額については、入札書の総額と同等金額となります。 当該方式は、実際の業務量増減や、出来高を適切に反映した支払となるように運用するものです。
22	5	1	1. 2	(2)	(6)	総価契約単価合意方式	合意単価が著しく不適当となったときは、スライド 協議を行うとありますが、具体的数値をご教示くだ さい。	熊本市工事請負契約約款第26条5項及び第6項を参考に運用することを想定しております。 詳細については、本市HPをご確認ください。 https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.a spx?c_id=5&id=3330
23	5	1	1. 2	(2)			解説P5によりますと、総価単価方式の場合に合意単価を変更できる事由としては、①数量に著となっていませいた場合、②単価合意書の作成の前提となっきいる条件と実際の条件が異なる場合、③単価合意書に記載されていない工種が生じた場合、2単価合意書の記載られてお場合のほか、単価合意書の記載られております。上記(5)で③の記載については御座いますが、(6)については委託契約書第16条の2第5項に規定されている事由のみしか合意単価を更の事情が変わておらず、①・②・④のような数量の増減が生じた場合やその他合意単価制定時に応じていた場合した場合していた場合には、協議により変更できることにした場合やそのには、協議により変更できることにした場合であります。	(6) については、インフレーション又はデフレーションにより、合意単価が著しく不適当になったときのスライド協議についての記載であり、数量の増減等が関連する内容とは考えておりません。

		 見	出し符	号				
No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
24	5	1	1. 2	(3)		支払方法	各業務(統括、計画的、日常的)について、以下、お教えください。 ①それぞれの業務間での予算流用は可能なのでしょうか。 ②それぞれでの業務で上限額を定めるのか、全体で上限額を定めるのでしょうか。 ③各業務について、年度間の繰越措置が可能なのでしょうか。 ④仮に、それぞれの業務で毎年度の上限額を設定している場合、その上限額に達しなかった場合には減額となるのでしょうか。	①業務間での流用は想定しておりません。 ②契約書毎に支払い上限額を設定します。 ③現時点では想定しておりません。 ④履行期間(3年間)総額での契約で、年度毎の実施 数量に応じて、限度額以内で精算払いが可能な契約を 考えており、限度額に達しなかった場合、履行期間 (3年間)を通じた契約額が即減額になるというもの ではありません。 ただし、履行期間(3年間)での総実施数量等に変更 がある場合は、契約変更の対象となります。
25	5	1	1. 2	(3)	(1)~(3)	支払方法	各年度の支払限度額未満の場合、その残額は翌年に 繰越しとなりますでしょうか。その年の最後の請求 月にまとめて支払いとなりますでしょうか。	現時点では繰越を想定しておりません。 履行期間(3年間)総額での契約で、年度毎の実施数量に応じて、限度額以内で精算払いが可能な契約を考えており、限度額に達しなかった場合、履行期間(3年間)を通じた契約額が即減額になるというものではありません。 ただし、履行期間(3年間)での総実施数量等に変更がある場合は、契約変更の対象となります。
26	6	1	1. 2	(5)	(1)	業務の引継ぎ	「・・・履行開始日までに本件各業務の引継ぎを完了させなければならない。」とありますが、引継ぎが2か月で足りず、その期間が延長された場合、履行開始日はそれに準じて変更となるかもしくは、令和6年4月1日の履行開始日の変更はなく、引継未完了事項のみ、引継を継続との理解でよろしいでしょうか。	履行開始日に変更はなく、引継未完了事項のみ引継ぎを継続します。
27	7	2	2. 1	(2)		競争参加資格の確認	「・・・一定の実績を有することなど形式面での資格を有しているかの確認を行う。」とありますが、 一定の実績について、どのような実績を求められま すでしょうか。	2.5 (4)計画的維持管理企業の入札参加資格、(5)日常的維持管理企業の入札参加資格に記載の業務実績を求める予定としております。
28	7	2	2. 1	(3)	(1)	入札価格に対する得点	予定価格は令和5年9月上旬頃の入札公告・入札説明 書等の交付時に公表されるといった理解でよろしい でしょうか。	予定価格の公表の予定はありません。
29	7	2	2. 1	(3)	(1)	入札価格に対する得点	本案件への参画を検討するにあたり、総事業費がどれくらいの規模になるかはとても大きな要素となります。総事業費について、現時点の想定でも結構ですので、早い段階で公表していただけないでしょうか。(他都市ではサウンディングの段階でおおよその総事業費が公表されている事例が多くあります。)	予定価格等の公表予定はありませんが、参考までに本市の令和5年度下水道事業会計の予算の中で、債務負担行為をすることができる事項として、本件については、期間を令和5年度~令和8年度、限度額を1,068,000千円としております。
30	7	2	2. 1	(3)	(4)	入札価格に対する得点	下限値を設けず、安ければ安いほど評価点が高くなる価格重視の選定方法には疑問を感じますし、業務 水準の質が下がってしまうことを懸念しますが、価 格評価の方法を見直す可能性はありますでしょう か。	本事業では、価格競争のみの一般競争入札ではなく、加算方式の総合評価落札方式を採用することを想定しております。 事業者選定にあたっては、学識経験者などの意見を踏まえた上で、技術・価格双方の面から、総合的に最も優れた事業者を選定するものとしています。
31	8	2	2. 2			事業者の募集及び選定手順	令和5年3月下旬頃に下水道管路施設包括的維持管理 業務に関する個別ヒアリングが予定されています が、具体的には何をするヒアリングなのでしょう か。	今回ご提出いただいた質問事項への回答について、説明が不十分な場合や、企業様の意図に沿ったものとなっていない場合などは、今回質問書をいただいた企業様で希望があれば意見交換を想定しております。
32	8	2	2. 2			事業者の募集及び選定手順	令和5年3月下旬頃に下水道管路施設包括的維持管理 業務に関する個別ヒアリングが予定されています が、公平性の観点からもヒアリング結果は公表され るとの理解でよいでしょうか。	ヒアリング後、本回答に加筆修正がある場合は、修正 後公表します。
33	8	2	2. 2			選定手順	令和5年3月下旬頃に「下水道管路施設包括的維持管理業務に関する個別ヒアリング」に関する記載がありますが、開催が遅れているという認識でよろしいでしょうか。 また、遅れている場合、開催時期をご教示ください。	ご認識の通りです。 今回質問書をいただいた企業様で希望があれば意見交 換を想定しておりますので、今回の回答公表後、希望 の有無を確認します。

		見	出し符	号				
No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
34	8	2	2. 2			事業者の応募及び選定手順	表に実施事項および日程がありますが、業務の引継ぎの期間が、令和6年2月上旬から同年3月31日となっており、市から提供される資料の整理等考えま教えいと思います。その他、関連して以下もおおえください。 ①要求水準書では、全体業務計画書は契約締結後14日以内に提出するとなってで業務計画作成に必要となる資料などは貸与頂けるのでしょうか?貸与が困難であれば、契約締結から14日以内に全体業務計画書を作成することは困難であると思われます。 ②1年目の年次計画書の提出期限をお教えください。 ③初月の月次計画書の提出期限をお教えください。 ③初月の月次計画書の提出期限をお教えください。 ④コールセンター設置、専用回線設置、住民への緊急連絡先の周知も本準備期間に含まれるのかお教えください。	①基本協定書締結後の貸与になります。 ②令和6年4月1日から、14日以内の提出となります。 ③令和6年4月1日から、14日以内の提出となります。 ④含まれます。
35	9	2	2. 4	(3)	(2)	業務実施体制	関心表明書などは評価の対象になるのでしょうか。	本項は技術提案書の評価について記載しております。 現時点では、関心表明書を評価対象にする予定はあり ません。
36	9	2	2.4	(3)		技術提案書の評価	提案書の枚数には上限を設ける予定でしょうか。	上限を設ける予定です。
37	10	2	2. 5	(1)		応募者の構成	局の承諾が得られ、部分的な再委託であれば、統括 管理業務を含め再委託を禁止する業務は無いとの認 識でよろしいでしょうか?	ご認識の通りです。 ただし、統括管理業務については本事業の核となることから、慎重な審査になることをご承知おきください。
38	10	2	2. 5	(1)	(1)	応募者の構成	構成員は、共同企業体(JV)でも宜しいでしょうか。 例)統括管理企業の構成員=A社・B社共同企業体 又は再委託での形式を想定しているのでしょうか。	構成員を共同企業体とすることは可能です。
39	10	2	2. 5	(1)	(2)	応募者の構成	運営形式については、単独企業、甲型JV、SPC設立等 他の形式での構成は検討されてますか。	現在のところ検討しておりません。
40	10	2	2. 5	(1)	(2)	応募者の構成	入札参加グループの運営形式について、乙型 J V との記載がありますが、担当する工区を分けるのではなく、業務を分担するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
41	10	2	2. 5	(1)	(3)	代表企業について	代表企業が必ずしも統括管理業務を行う企業である 必要はないという理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
42	10	2	2. 5	(1)	(3)	代表企業	グループの代表企業は「統括管理企業」である必要 はございますでしょうか。	代表企業は統括管理企業を想定しておりますが、必須ではありません。
43	10	2	2. 5	(1)	(3)	代表企業	グループの代表企業は、分担金額(出資比率)が最 大である必要はないという理解でよろしいでしょう か	ご認識のとおりです。
44	11	2	2. 5	(2)	(1)	参加資格要件	建設工事の競争参加資格を有していても、本案件の 参加資格要件を満たしていることにはならないとい う理解でよいでしょうか。	本委託は「業務委託契約」として実施するため、 2.5(2)の規定を設ける想定ですが、業務委託での登録 がない場合は、「2.6 条件を満たしていない者に対す る特例規則」に基づき、入札参加資格に関する審査を 申請してください。

		見	出し符	号				
No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
45	12	2	2. 5	(3)	(2)	統括管理企業の入札参加資格	統括管理業務に配置できる技術者の資格緩和のご検 討をいただければ幸いです。 例:下水道技術認定試験(下水道事業団)等	いただいた内容について理解しましたが、当該記載の ままとしたいと考えております。
46	12	2	2. 5	(3)	(1) 7 (2) 1	統括管理企業の入札参加要件	意見:統括管理企業の入札参加要件では土木工事の 参加資格者名簿への登録や土木工事に関する有資格 者を求めているにもかかわらず、そもそも業務委託 での登録がないと本件には参加できないとするのは 矛盾があるように感じます。	本委託は「業務委託契約」として実施するため、 2.5(2)の規定を設ける想定ですが、業務委託での登録 がない場合は、「2.6条件を満たしていない者に対す る特例規則」に基づき、入札参加資格に関する審査を 申請してください。
47	12	2	2. 5	(3)	(2)	統括管理企業の入札参加資格	統括管理業務に配置できる技術者について、ア〜ウの技術者により、入札の際の技術評価点は変わるのでしょうか。	技術評価点については現在検討中です。
48	13	2	2. 5	(4)		計画的維持管理企業の入札参 加資格	複数の者で分担して実施する場合は、複数の者で次に掲げる要件を全て満たすように構成すること。とありますが、維持管理を重要視している今回の案件においては、(1)から(4)いずれの要件も満たさない企業は構成員にはなれないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
49	13	2	2. 5	(4)	(4)	緊急時の対応について	原則2時間以内という理解で宜しいでしょうか。	02 要求水準書 (案) P7 1.23 (1)、(2)に記載のとおり、平日昼間においては、原則1時間以内、休日または夜間においては原則2時間以内で考えております。
50	13	2	2. 5	(4)	(4)	計画的維持管理企業の入札参 加資格	「緊急時にテレビカメラ調査及び清掃の対応ができる者であること」とありますが、資機材を所有していない企業は入札参加は認められないという認識でよろしいでしょうか。 ※(5)項 日常的維持管理企業の入札参加資格も同じ	所有以外の形態として例えば、履行期間(3年間)を通じたリース契約を締結しており、緊急時にテレビカメラ調査及び清掃の対応ができることを書面で確認できる者も入札参加対象と想定しております。
51	14	2	2. 5	(5)	(6)	緊急時の対応について	原則2時間以内という理解で宜しいでしょうか。	02 要求水準書 (案) P7 1.23 (1)、(2)に記載のとおり、平日昼間においては、原則1時間以内、休日または夜間においては原則2時間以内で考えております。
52	14	2	2. 6			条件を満たしていない者に対 する特例	審査の申請締め切りが提案書提出期間と同時期ですが、万が一、提案書提出後に競争参加資格がないとされた場合、当該企業を構成員とする応募者の提案は無効となるのでしょうか。	無効となります。
53	14	2	2. 6			条件を満たしていない者に対 する特例	最初から参加資格を有している企業、特例規則で参加資格を認められた企業、いずれであっても業務実施体制における評価への影響、評価点等の差はないと考えてよいでしょうか。	評価点等の差はありません。
54	15	2	2. 9	(4)		落札者の決定方法	最低制限価格は設定しないとありますが、品質確保 の観点から最低制限価格を設定をご検討いただけれ ば幸いです。	いただいた内容について理解しましたが、当該記載の ままとしたいと考えております。

#### 要求水準書(案)に関する質問書

見出し符号 No 頁 章 節 項 目 項目名 内容 回答 令和5年(2013年)3月と記載がありますが、2023年 ご認識のとおりです。 要求水準書 表紙 の間違いでしょうか。 |本業務は仕様発注とするとありますが、要求水準書 以外に、仕様書、業務手順書、業務処理要領などの 1 1. 2 (5) 仕様発注 開示はありません。 仕様に関する資料の開示があるのでしょうか。 市の承諾が必要な証明書及び申請書とは、どのよう |委託者としての申請等が必要な占用申請などの書類 3 1 1. 13 証明書の交付 な書面を想定されていますでしょうか。 を指します。 「緊急を要する際は、~中略~原則1時間以内に現 場に到着でき・・・」と記載がありますが、「緊急 |管路のつまりや汚水の流出、道路陥没への対応など 7 1 1. 23 業務事務所等 4 を要する際」とは、どのような事例を想定されてい を想定しております。 ますでしょうか。 イ データ管理支援について、データ管理支援を再委 イ データ管理支援 20 4. 1 可能です。 5 4 (1) 託することは可能でしょうか。 現状、貴市ではどのようなシステムを使いどのよう |東京ガスエンジニアリングソリューションズ㈱製 データ管理支援 20 な管理をしているのでしょうか。(システム及び外 6 4. 3 Tumsyを使用しております。 部委託の有無等) 一部、台帳システム入力を外部委託しております。 貴市がGISを導入しているのは理解できましたが、蓄 |業務完了後に定義書に基づくデータ (shape形式) を納入いただく必要があります。 積・管理、データベース化するためのシステムは既 GISによる下水道台帳への反 7 4. 3. 1 |管理、納入をするためのシステムについては、受注 存のものがあるのでしょうか。それとも受託者があ らたに導入するのでしょうか。 **|者様でご準備いただく必要があります。** セルフモニタリングは統括責任者が主導で実施する ご認識のとおりです。 8 20 4 4. 1 (7) その他 という理解でよろしいでしょうか 本項は、貴市での次期契約での業務範囲・区域等の 拡大を見据え、データを活用した予防保全管理の仕 ご認識のとおりです。 統括マネジメント 4. 2 (4) 組み検討及び基盤構築を本委託で統括管理の下、行 うという理解でとよろしいですか。 健全度の予測は、貴市の事前確認・承諾をいただく ことを前提として「国土交通省国土技術政策総合研 10 21 4 4. 2 (5) 統括マネジメント 可能です。 究所「下水道管きょ健全率予測式」以外の手法を提 案・実施することは可能ですか。 「PDCAの考え方を取り入れたセルフモニタリング」 21 4 4. 2 統括マネジメント の具体的な実施方法・項目・内容等は受託者からの 提案をお願いします。 (8) 11 提案でよろしいでしょうか 「本市が導入しているGISによる下水道台帳に反 |東京ガスエンジニアリングソリューションズ㈱製 映できるよう、~後略~」と記載がありますが、貴 22 4. 3. 1 Tumsyを使用しており、データの内容は、管渠・人 12 (6) 下水道台帳 市が導入されている現システムの納入業者とデータ 孔の位置、管渠高、管径等です。 の内容等の詳細をご提示いただけないでしょうか。 「対象施設の状態を適切に把握し、管路施設の機能 維持及び使用期間の延命(ライフサイクルコストの 4.3 データ管理支援 縮減)などに寄与する計画を策定」とは、本委託 22 13 4 4. 3 (9) ご認識のとおりです。 で、維持管理データ等を活用した予防保全管理に基 |4.3.1実施方針データ管理工| づき、貴市のストックマネジメント計画見直しに資 する提案を行うという理解でよろしいしょうか。

# 要求水準書(案)に関する質問書

見出し符号

		見	出し符	号				
No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
14	22	4	4. 3	(2)		4.3 データ管理支援 4.3.1実施方針データ管理エ	「管ロカメラ、又は管きょ内調査用TVカメラを用いた簡易調査によるスクリーニング技術などを活用」とありますが、貴市の事前確認・承諾をいただくことを前提として、(国内で実績は無いが海外で実績のある)代替えの新技術等を提案することは可能でしょうか。	委託数量及び合意金額、実施目的を満たす限り、新 技術の活用を含めた提案をしていただくことは可能 です。
15	22	4	4. 3	(3)		4.3 データ管理支援 4.3.1実施方針データ管理エ	本委託における維持管理データ等を活用した予防保全管理のロジック・枠組みを構築の過程で、「点検・調査・清掃の対象施設、実施時期、概算費用、 実施方法、判定項目及び判定基準等について検討する」という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	23	4	4. 3. 3	(3)		データ形式	「本市が指定するデータ形式」と記載がありますが、データ形式の詳細について、ご提示いただけないでしょうか。	定義書に基づくデータ(shape形式)を想定しております。
17	29	5	5. 3. 5	(2)		スクリーニング調査工	「新技術等を用いることができる」と記載があり、同(8)には「報告書の作成を求めない」とも記載があることから、民間事業者の自由度が高いと読み取れる一方、P99「別紙14_スクリーニング調査要領」には、簡易的な自走式カメラとして、カメラの仕様が詳細に記載されています。新技術は日々変化しており、記載の仕様以下でも、さらに安価で同等のスクリーニング調査結果を得られる技術もすでに開発されています。新技術活用を促し、維持管理費を削減するためにも、「別紙14」は参考としていただけないでしょうか。	本業務は、仕様発注であるため、一定の仕様が必要と考えております。
18	34	6	6. 2	(11)		住民等対応(一次対応)	履行期間終了までに予算額に達した場合は、その時 点で住民等対応(一次対応)に関する委託を終了す ることがある。とありますが、その後の対応は貴市 が実施するという理解でよろしいでしょうか。	当初数量を上回る場合は、契約変更による対応を想 定しておりますが、本市の予算額を超えた場合は、 直営での実施も含め、本業務以外での対応を想定し ております。
19	別紙 1 P. 44	2				業務の数量	表中に記載の数量は、全て3年間の数量を示したも のという理解で宜しいでしょうか。	3年間の数量です。
20	別紙 1 P. 44	2		(3)		住民等対応(一次対応)	夜間・休日の出動対応件数は概ねどの程度でしょうか。	1件/月程度と認識しております。
21	別紙 6 P55	(1)				貸与資料	管路台帳を紙又はシェープファイル形式で貸与する。ただし下水道台帳システムは貸与しないとありますが、独自の下水道台帳システム同等システムにシェープファイルを取り込み使用することは可能という理解でよろしいでしょうか?	ご認識のとおりです。
22	別紙18 P112	5	(1)	(2)		その他	管きょ更生工の施工に当たり、建設業法に定める有 資格者のほか、以下のいずれかの資格を有するもの を従事させることとありますが、有資格者は、構成 員のみでしょうか?または再委託先従業員まで含め てよろしいのでしょうか?	再委託先までを含めることを想定しております。

## 基本協定書(案)に関する質問書

**見出し符号** 

		見	出し符	·号				
No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1	基本協定書(案)	押印欄				契約相手方	実施方針(案)に関する質問書No.38が認められる場合、乙 契約相手方も共同企業体で宜しいでしょうか。 例)乙 契約相手方(統括管理企業) = A社・B社共同企業体	共同企業体となります。
2	基本協定書(案)	前文				落札者の名称	[グループ名]とありますが、グループ名は、入札参加者が任意の名称を付与してよろしいでしょうか。例)熊本市中央区下水道サービス	任意の名称で結構です。
3	7					第16条 秘密保持契約	秘密情報の開示について、通常弁護士等の専門家や官庁への開示については、基本協定であっても、事前の通知なく開示が可能と規定されらの者に対してすが、本協定書(案)では、これらの者に対しても事前通知が必要となっております。以下の1号から5号以外の者に開示する際は、甲の事前承諾が必要となるため、例えば関係会社、金融機関、協力会社等に本件に関わる情報を開示・確認調整する都度毎に、甲の事前承諾が必要となり、応募手続きや貴市との契約交渉等で手間や時間ががかかる可能性があります。この点をご配慮、ご検討いただけませんでしょうか。	当該ご指摘の趣旨については、基本協定書第16第3項 で対応可能と考えております。
4	8					第17条 本件契約の不調	本基本協定につき、業務開始日までに正当な理由なく契約締結をしない場合の違約金が規定されており、他の案件ではあまり見受けられない規定かと存じます。 例えば交渉が難航して令和6年4月1日を徒過した場合等に違約金が課されるリスクがあるかと存じますが、本件の比較的短期での契約交渉期間を鑑み、条件緩和等についてご検討いただけませんでしょうか。	本事業はプロポーザルによる事業者選定方式を採用しておりませんので、契約書・仕様に係る事前交渉は基本的に生じないものと考えております。このため、本市契約の規則に基づき当該違約金の定めを設けていますので、記載のままとします。
5								
6								
7								
8								
9								
10								

#### 統括管理業務委託契約書(案)に関する質問書

		見	出し符	号				
No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1	1					(総則)第1条 2	通常、契約図書に規定のないものについては、両者が協議して定めるとのみ規定しますが、軽微なものについては、貴市が定めて指示すると追記されております。何が軽微な事項なのかにつき、両者の認識に齟齬が生じる可能性があるかと存じます。	いただいた内容について理解しましたが、当該記載 のままとしたいと考えております。
2	1					(総則)第1条 4	実施方針 1.2 契約及び支払等に関する事項 2項にも関連しますが、契約単価が、協議開始の日から14日以内に整わないときは、貴市が決められるものとされております。総価契約単価合意方式実施要領の解説P2でもこちらの期間は14日以内とされて協議することになるかと存じますので、14日以内では時間が不足することもあるかもしれません。場合によっては、期間の伸長を申し入れを可能とすること等についてご検討いただけませんでしょうか。	(総則)第2条4と解しますが、本事業はプロポーザルによる事業者選定方式を採用しておりませんので、契約書・仕様に係る事前交渉は基本的に生じないものと考えております。このため、本市契約の規則に基づき当該違約金の定めを設けておりますので、当該記載のままとしたいと考えております。
3	1, 2					(総則) 第1条 5	業務委託料の変更があったときは、当該変更の内容を反映した内訳書を作成、提出についても、上記と同じく場合によっては、期間の伸長を申し入れを可能とすること等についてご検討いただけませんでしょうか。	第2条の2 第5項へのご指摘と解しますが、業務委託 料の変更が確定するまでに、変更内容を協議・合意 する期間があるものと考えております。当該確定後 に内訳書を作成する上では十分な期間が確保されて いると想定しております。
4	3					(秘密の保持)第6条	基本協定書第16条の秘密保持義務と本条の優先関係はどちらが上か確認させてください。本条は、秘密情報の開示について一切の例外が御座いませんので、本条が優先するとなりますと、情報開示につき受託者の制約が大きくなると理解しております。	当該項での秘密は基本協定書で定められる「相手方から受領した情報」ではなく、「本業務の履行に関して知り得た秘密」を対象としております。当該秘密に関して開示する場合は、本市側で判断・公開を行いますので、当該記載のままとしたいと考えております。
5	5					(契約図書等の変更)第13条	「履行期間又は業務委託料を変更することができる」となっておりますが、公共工事請負契約約款第19条では同様の規定につき「変更しなければならない」となっており、貴市が履行期間や業務委託料につき変更しないこともできるような内容に修正されてしまっております。契約図書や指示の内容を能本市が任意に変更した場合には、その分の履行期間や委託料は増額変更頂く必要がございますので、「変更しなければならない」に修正することをご検討ください。	いただいた内容について理解しましたが、当該記載 のままとしたいと考えております。
6	6					第16条の2 賃金又は物価の変動に基づく 業務委託料の改定	賃金又は物価の変動の基準となるもの(政府統計など)をご教授ください。	熊本市工事請負契約約款第26条5項及び第6項を参考に運用することを想定しております。 詳細については、本市HPをご確認ください。 https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3330
7	6					(業務委託料の変更方法等) 第16条 2	期間変更と業務委託料の変更については、どちらも 14日以内に協議が揃わない場合は貴市が定めて通 知するものとされております。14日以内は、変更 の協議期間としてはよく使われる数字ではございま すが、貴市としても十分対応可能な期間であるかご 確認下さい。	第16条第1項へのご指摘と解しますが、当該協議開始の日は同条2項のとおり「委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する」としています。変更判断に十分な情報整理がなされていない段階と考えられる場合、協議開始までの期間を一定確保した上で通知することを想定しております。
8	7					(不可抗力による損害)第18 条 3	不可抗力の継続による業務の履行困難は、公共工事 請負契約約款20条では、中止事由となっております が、請負代金の増額は可能となっております。その ため、この解除によって、受注者に損害が生じた場 合は、その損害を賠償しなければならないと修正頂 くようご検討いただけませんでしょうか。	既投資分の資機材については、第18条第1項の協議によると考えております。 ただし、本事業は業務委託を想定しているため本次 項については当該記載のままとしたいと考えております。
9	7					(第三者に及ぼした損害)第 19条	カッコ内は公共工事請負契約約款第29条第1項には 記載がなく、また受託者が貴市に責任を負うのは、 民法に従い受託者の故意又は過失と因果関係のある 範囲に限られ、全額ではございません。そのため、 カッコ内を削除頂くことをご検討いただけませんで しょうか。	いただいた内容について理解しましたが、当該記載 のままとしたいと考えております。
10	12					(その他の解除権) 第30条 2	任意解除時の損害賠償額の上限が業務委託料相当額 となっておりますが、公共工事請負契約約款第46条1 項等ではこのような制限は御座いませんので、ただ し書き以降は削除頂くようご検討いただけませんで しょうか。	この場合の解除による損害が業務委託料相当額以上 になることは想定していないため、当該記載のまま としたいと考えております。
11	13					(解除の効果)第32条 3	解除時の既履行部分の委託料及び支払期限については、公共工事請負契約約款上も14日という期間制限が定められておりませんので、期間制限を削除頂くようご検討いただけませんでしょうか。	当該協議開始の日は同条4項のとおり「委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する」としております。履行部分の確認判断に十分な情報整理がなされていない段階と考えられる場合、協議開始までの期間を一定確保した上で通知することを想定しております。

#### 統括管理業務委託契約書(案)に関する質問書

		見	出し符	号				
No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
12	14					(契約不適合責任期間等)第 34条	契約不適合責任期間は、公共工事請負契約約款第57 条2項やその他の約款でも成果物の引渡しから2年が 一般的です。不適合を知ったときから1年は、民法 上の契約不適合責任期間ではありますが、不適合を 知ったときという主観を基準とするものであり、最 長引渡しから10年間(民法の消滅時効期間)責任を 負うことになります。 以上を踏まえ、契約不適合責任期間を引渡しから2 年に期間を変更頂くことをご検討いただけませんで しょうか。	いただいた内容について理解しましたが、当該記載 のままとしたいと考えております。
13	17					に関する特記事項	複写・複製が一切制限されておりますが、業務に支障を及ぼす可能性もございますため、履行目的のため最小限の範囲で行う場合は例外としていただくことをご検討いただけませんでしょうか。	当該条文のとおり、委託者の承諾があれば、複写・ 複製は可能です。
14	19					【別紙2】特許権及び著作権 等に関する特記事項 (著作権の譲渡等)第1条	著作権は全て貴市に譲渡し、著作者人格権の行使を制限されております。貴市の承諾を得られれば成果品提出後にも利用許諾を得られる規定の追加をご検討いただけませんでしょうか。	著作権が譲渡される対象は本業務の成果物として提出されるものに限定されると解しております。 もし、成果物本体の利用を希望される場合には、第4 条に基づいて協議の対象とします。
15	19					【別紙2】特許権及び著作権 等に関する特記事項 (協議事項)第4条	第1条及び第3条により、業務の遂行にあたって発明をした場合の特許及び実用新案を取得する権利の譲渡が定められております。「当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関するる。」と記載されてはおりますが、貴市が特許及び実用新案の申請を行えば、貴市が特許及び案権を取得する権利を譲渡していただく協議が可能が入ませる権利を当社に戻していただく協議が可能が入ませる権利を当社に戻していただけるが承諾するまで持ちか等についただけるか等についただけるからとしていただけるかませんでしょうか。	受託者が、本契約を締結前に有している著作権並びに特許及び実用新案について、本契約終了後も委託者は、成果物に係る全ての著作権並びにととしたいと、無償で利用できることとは、無償で利用できることがは、無償で利用できることが場合にあたります。また、本契約書で、本契約書で、本契約書で、本契約書で、本契約書で、表別では、大会をの権利の帰属等は委託者がいいに、は、本契約終了で、は、本契約終了で、は、本契約終了で、は、本契約終了で、は、本契約終了で、原文に一部不備がみられるため、今後修正します。
16	21					別紙 4 業務委託料の支払の限度額に ついて	賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更(第 16条の2)や大規模災害時対応等における業務委託料 の変更(第16条の3)により、変更後の業務委託料の 額が支払の限度額を超過する場合、当該限度額は、 変更後の業務委託料の額に応じて増額されるという 理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

#### 計画的維持管理業務委託契約書(案)に関する質問書

見出し符号 目 No 章 節 項 項目名 内容 回答 頁 熊本市工事請負契約約款第26条5項及び第6項を参考 第16条の2 に運用することを想定しております。 賃金又は物価の変動の基準となるもの(政府統計など)をご教授ください。 賃金又は物価の変動に基づく 詳細については、本市HPをご確認ください。 6 業務委託料の改定 https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail. aspx?c\_id=5&id=3330 賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更(第 16条の2) や大規模災害時対応等における業務委託料 別紙4 の変更 (第16条の3) により、変更後の業務委託料の 額が支払の限度額を超過する場合、当該限度額は、 ご認識の通りです。 21 業務委託料の支払の限度額に ついて 変更後の業務委託料の額に応じて増額されるという 理解でよろしいでしょうか。 3 4 5 6 8 9 10

#### 日常的維持管理業務委託契約書(案)に関する質問書

見出し符号 No 章 節 項 目 項目名 内容 回答 頁 熊本市工事請負契約約款第26条5項及び第6項を参考 第26条の2 に運用することを想定しております。 賃金又は物価の変動の基準となるもの(政府統計など)をご教授ください。 賃金又は物価の変動に基づく 詳細については、本市HPをご確認ください。 https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail. 業務委託料の改定 aspx?c\_id=5&id=3330 賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更(第 16条の2) や大規模災害時対応等における業務委託料 別紙4 の変更 (第16条の3) により、変更後の業務委託料の 額が支払の限度額を超過する場合、当該限度額は、 17 業務委託料の支払の限度額に ご認識の通りです。 ついて 変更後の業務委託料の額に応じて増額されるという 理解でよろしいでしょうか。 3 5 6 7 8 9 10

#### モニタリング基本計画書(案)に関する質問書

見出し符号 節 項 目 項目名 回答 No 頁 章 内容 全体業務計画書及び年間計画書等を作成いただき、 本業務の履行が要求水準を安定的に充足できるか、 自ら点検いただくことを想定しております。 契約締結直後のセルフモニタリングを実施し、とあ りますが、何を対象にセルフモニタリングを実施す るのかご教示ください。 2. 3 2 3 4 5 6 7 8 9 10